

(資料2) 自己点検評価書（平成25年度）

第1章 教育課程の編成

1 カリキュラムの概要

(1) 総論

法曹実務家の育成プロセスとして、学部教育と明確に一線を画し理論と実務を架橋する段階的な積み上げ方式によるカリキュラムを編成。

1年次…法律基本科目の履修によって理論的基礎を身に付ける。

2年次…具体的設例や判例に基づき問題解決のための法的論理を構築する能力を習得。

法曹倫理によって法曹としての責任感及び倫理観を身に付ける。

3年次…発展的な問題解決を導くための法律の総合的運用能力を習得する。

(2) 入学前ガイダンスとプレ・チュートリアル（法科大学院への導入教育）

入学前ガイダンス（任意参加） 入学前の2月～3月頃

法学未修者向け…法学入門書・1年次の教科書の紹介など

法学既修者向け…1年次の授業内容・期末試験の紹介など

プレ・チュートリアル（導入教育） 4月新年度の授業開始直前の2日間

法学未修の新入生向けに法律学習の方法など必要な基本知識を提供。

(3) 1年次配当科目

法律基本科目 15科目（すべて必修科目）

法律の構成に拘泥せず、法学未修者が法律の基本的な考え方や法の体系を理解できるように、授業内容を編成。

法学概論（講義開始直後の1週間）

「法律」「訴訟」「判例」など法律基本科目に共通する概念・制度の基本を学習。

基礎演習の開講（平成22年度～）

実定法の体系的な理解と、法的思考の基本及び法的文章力の修得を目的とする。

(4) 2年次配当科目

法律基本科目…1年次に身に付けた基礎的な法的思考力を前提に、より高度の法的思考を発展させ、自己の見解を適切に表現するための能力を養う。

実務基礎科目

「法曹倫理」（前期）必修科目「法曹倫理1」（後期）選択科目「法曹倫理2」

「民事訴訟実務基礎」（後期）要件事実の考え方や主張整理、事実認定の方法

基礎法学・隣接科目…学生の思考を豊かにして、ビジネス法の世界への土台を与える。

展開・先端科目…専門的な法知識を発展させ、問題解決型思考の応用能力を展開。

「消費者法」「労働法1」「国際私法・取引法」「金融システム法」など

なお、2年次配当の基礎法学・隣接科目や展開・先端科目は3年次での選択も可能。

(5) 3年次配当科目

2年次までに得た体系的知識と論理的思考力を前提に、事例の解析と問題解決のための学力を習得。

法律基本科目…すべて高度の演習科目

特に後期開講の演習科目にはすべて法律実務家が参加して、実務的な課題解決のための法的思考力を養う。

法律実務基礎科目…「模擬裁判」「ローヤリング」「刑事訴訟実務基礎」「法文書作成」

いずれも実務経験の豊富な専任教員及びみなし専任教員が担当し、訴訟実務の基礎を学生に提供している。

展開・先端科目…ビジネス法を中心とする多様な科目

「金融法」「国際私法演習」「倒産処理法1・2」「税法」「労働法2」

「知的財産法1・2」など

【法律基本科目・法律実務基礎科目の配置構成:平成24年度】

1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期
法学概論 民法1・2 民法5 会社法1	基礎演習* 民法3 民法4 会社法2 民事訴訟法	民事法2 民事法3 商事法1 民事手続法1	民事法1 民事法4 商事法2 民事手続法2 民事訴訟実務基礎	民法演習	民事法総合演習 商事法演習
刑法1	刑法2 刑事訴訟法	刑事実体法 刑事手続法	刑事演習1－4	刑事訴訟実務基礎	刑事法総合演習
憲法1	憲法2	憲法演習 行政法1	行政法2		公法総合演習
		法曹倫理1	法曹倫理2	民刑事模擬裁判 法文書作成 ローヤリング	

太字 必修科目

* 基礎演習は、1部を前期に開講

3年次集中 リーガル・クリニック(夏季集中)

エクステーンシップ(春季集中)

2 開設授業科目の概要

(1) 法律基本科目（68 単位：必修 62 単位、選択 6 単位）

公法系科目 12 単位

1 年次（必修科目）…憲法 1・2

2 年次…憲法演習、行政法 1・2

3 年次…公法総合演習

民事系科目 38 単位

1 年次（必修科目）…民法 1～5、会社法 1・2、民事訴訟法

2 年次…民事法 1～4、商事法 1・2、民事手続法 1・2

3 年次…民法演習、民事法総合演習、商事法演習

刑事系科目 14 単位

1 年次（必修科目）…刑法 1・2、刑事訴訟法

2 年次…刑事実体法、刑事演習（選択科目）、刑事手続法

3 年次…刑事法総合演習

1 年次の法律基本科目学習のための導入科目 4 単位

法学概論、基礎演習

1 年次…すべて必修科目

2 年次…必修科目 26 単位、選択科目 2 単位（刑事演習）

3 年次…必修 6 単位、選択 4 単位（民法演習、商事法演習）

* 学年配当の変更（平成 24 年度）

既修新入生を含む 2 年次生の公法及び民事訴訟法の教育の充実を図るため

憲法…1 年次 3 科目 6 単位 → 1 年次 2 科目 4 単位、2 年次に憲法演習を新設。

民事訴訟法…1 年次 2 科目 4 単位 → 1 科目 2 単位

2 年次 1 科目 2 単位 → 2 科目 4 単位

(2) 法律実務基礎科目（必修 5 科目 9 単位）

必修科目…「法曹倫理 1」「法文書作成」「民事訴訟実務基礎」「刑事訴訟実務基礎」
「模擬裁判」

選択科目…「法曹倫理 2」「ローヤリング」

選択必修科目（1 単位）

「エクスターントップ」（3 年次冒頭の春季）

広島弁護士会の全面的な協力を得て学生を中堅弁護士の事務所に派遣。

「リーガル・クリニック」（3 年次夏期）

教員の立会いの下、学生が実際の法律相談を実施。

(3) 基礎法学・隣接科目（選択必修 2 科目 4 単位）

1 年次後期…「レトリック論」（弁論の基礎を学ぶ）

2 年次…「法的思考法」「法理学」「外国法（英米）」「金融論」（以上は毎年開講）

「政治学」「社会学」（以上 2 科目はいずれかを隔年開講）

* 1 年次及び 2 年次配当の 5 科目は 3 年次でも履修可能。

（4）展開・先端科目（選択必修 6 科目 12 単位）

24 科目 46 単位を主として 3 年次に毎年開講。

3 自己評価

（1）特長

ア 法律基本科目における段階的教育

法律基本科目の各分野について、段階的履修を充分に意識して、1 年次での理論的基礎固めから 2 年次での問題解決型思考へと繋げる 2 年間の段階的教育を行っている。

イ 研究者教員と実務家教員との間の緊密な連携

法律実務基礎科目はもちろん、法律基本科目の一部についても、研究者教員と実務家教員との緊密な連携のもとに授業を実施しており、学生の法実務能力を向上させている。

ウ 金融・ビジネスに関連する多様な展開・先端科目

本研究科の特色としている金融・ビジネスに強い法曹を育成するために、金融関連をはじめとするビジネス関連の展開・先端科目を多数開設している。

（2）課題等

展開・先端科目については、多様な科目を提供しているが、司法試験の選択科目をすべて開設することまではできず、国際関係法（公法系）及び経済法については、講師を確保できていない。これらについては、学生の履修希望をも参考にして開講の要否を検討したい。

第 2 章 教育方法

1 授業の方法

（1）双方向・多方向授業を原則とする授業科目の特性に応じた授業方法

授業の中で法的思考力を涵養するため、双方向（教員・学生間）ないし多方向（教員・学生間、学生相互間）の質疑応答を伴う授業を原則としているが、受講学生に対する教育効果を考慮し、以下のとおり、授業科目の特性に相応しい授業方法を採用している。

1 年次科目…専門的な知識を確実に習得させるため、講義形式の授業も部分的に採用

他方で、自ら考え、学ぶ姿勢を獲得し、問題検討能力及び思考・分析能力の基礎を固めるためには、教員との質疑が重要であり、双方向授業を実践している。

2 年次科目…具体的な事例・設例を用いた問題解決型の授業を行うため、概ね双方向・多方向の検討を伴う授業方法を採用している。

3年次科目…複雑な事案について、受講生が自ら事実に即した具体的な検討を積み重ねることによって、理論的観点と実務的観点の双方から最も適切な解決に至ることができるように、双方向ないし多方向の質疑応答による授業方法を用いて指導している。

演習科目…事例の分析能力や法の適用能力の習得を目指すとともに、法的な論理を組み立てる機会を確保するため

- ①事前に課題を示して授業で解決案の構成メモを書かせる
- ②講義分野のみを示し、課題は授業の場で初めて示して構成メモを書かせる
- ③分野を事前に一切示さず、その場で課題を呈示して構成メモを書かせる
- ④授業での検討の後、最終の解答答案の提出を義務付ける、あるいは任意提出を奨励するなどの方法を採用している。

「刑事法総合演習」「公法総合演習」では、教員と学生、学生同士の討論を重視するため少人数の複数クラス制を採用。

「リーガル・クリニック」「エクスターンシップ」の実施方法

事前のガイダンス…受講生全員に法令遵守と情報管理の必要性を十分に認識させる。

エクスターンシップ協力弁護士・受入機関責任者との緊密な連携の下で指導監督。

受講後の成績評価…エクスターンシップ受入責任者及びリーガル・クリニック立合教員による成績評価書、学生が提出したレポート及び終了後に実施する全体討論会での学生の発言等を総合的に考慮し、本研究科の責任において成績を判定。

新入生ガイダンスの際に、個人情報等の秘密保持に関する誓約書を提出させている

(2) 年間授業計画、授業内容・方法、成績評価の基準・方法等の周知

年間授業計画…年度当初のガイダンス、修正・変更があれば、その都度、法科大学院教育研究支援システム（以下「TKCシステム」）を通じて周知している。

各授業の授業内容、授業の進め方、成績評価の基準、授業計画…年度当初に学生全員に各年度のシラバスを配付するほか、それぞれの授業において、TKCシステムを通じて詳細に告知している。

(3) 授業時間外における学習を充実させる措置

- ①授業時間割において、各学年とも、必修科目については1日2科目までとし、予習・復習の時間を十分に確保できるようにしている。
- ②シラバスにおいて、各科目に相応しい適切な教科書や補助教材を指示
- ③それぞれの授業で、TKCシステムや配付資料を通じて、各回毎に予習課題を示すほか、授業の際に、または授業実施後に適時復習課題を示す
- ④学生自習室は学生全員が利用できるスペースを確保
- ⑤学生はTKCシステムを通じて必要な裁判例や判例解説等をオンラインで入手できる
- ⑥図書館には学習に必要な図書、雑誌、判例集等を整備

(4) 集中講義の実施における配慮

集中講義は、平成24年度において2科目、平成25年度は1科目を実施

いずれも夏季休暇中に実施し、資料の事前配布を行うとともに集中講義の終了後一定の期間が経過してから期末試験を実施するなどにより、予習・復習に必要な学習時間が確保されるように配慮している。

2 自己評価

(1) 特長

学生からの質問に対する対応

①授業で生じた疑問を遠慮なく教員に質問することを奨励

教員が授業終了後に30分以上も教室で学生の質問に答えていることもある

②オフィス・アワー、その他研究室での対応

全教員についてオフィス・アワーを設定

学生は授業、自習で生じた疑問をオフィス・アワー以外でも研究室を訪れて質問

メールによる質疑応答も行われている

(2) 課題等

平成22年に法科大学院協会が公表した共通的到達目標(法科大学院で学習すべき項目)に準拠して、各授業科目における教育内容を再検討し、共通的到達目標に示された項目のうち授業で扱うべき内容、自主的学習に委ねる内容を区分して、TKCその他で受講者に周知している。

1年次科目で、学生の思考力を養成するための質疑応答を中心とする双方向授業と、体系的知識の習得のための講義形式の授業とのバランスを検討するため、教員による集中的な授業参観を実施し、平成24年度後期のFDで討議してきた。

第3章 成績評価と修了認定

1 成績評価

(1) 成績評価基準の設定と周知

成績評価の考慮要素…試験の結果、授業への参加・発言状況等を総合的に考慮

(重視する要素とその比重とをシラバスにおいて明示して学生に周知)

成績評価…以下の4段階の評価として、秀～可を合格とする。

秀（きわめて優秀）

優（優秀）

良（望ましい水準に達している），

可（一応の水準に達しているが、望ましい水準に達するために一層の努力を要する）

不可（一応の水準に達していない）

*共通的な到達目標を踏まえて、毎回の授業の到達目標をレジュメ等で明示している。

*絶対評価を原則とし、授業の目標の達成度に基づいて成績を適正に評価している。

(2) 成績評価の基準に従った評価を確保する措置

学期末試験終了後の成績判定会議で、全教員の成績評価データを提示し、教員全員で各科目の成績の妥当性を検討し、必要があれば、協議の上で修正する。

(3) 成績評価の結果等の学生への告知

学生はいずれかのチューター・グループ（教員2人が担当）に所属している。

チューターとなった教員は、担当学生の学業及び生活全般の相談に応じ、成績評価についても、各学期末に開催するチューターとの個人面談で、科目毎の成績分布データを含めて告知し、成績向上に向けた指導を実施している。

(4) 期末試験の実施方法等

期末試験は、一定の期間に実施している。

期末試験期間前には、できるだけ準備期間を設定し、学生が十分な準備をして試験に臨めるように配慮している。

期末試験の解答用紙には学籍番号のみを記すこととして、匿名性に配慮している。

法律基本科目的試験問題は、原則として、当該科目に関する複数教員が事前に協議・検討した上で出題することとしている。

期末試験の終了後、各担当教員から試験問題の出題の趣旨、採点及び成績評価の指針を、TKCを通じて学生に公表している。

(5) 再試験及び追試験の実施

再試験…法律科目的勉学に不慣れな未修者に配慮し、1年次前期の必修科目に限定して、合格点に達しなかった者に再試験の機会を与えていた。

再試験前には、事前に補習授業を実施するなどして勉学の援助を行っている。

再試験の成績は、合格ラインを超えた者を一律に「可」としている。

追試験…病気等のやむを得ない事情がある場合に限り、実施している。

再試験・追試験は、期末試験の内容との重複の排除など、試験内容等に十分配慮している。

(6) 単位認定に関する異議申立制度

単位認定について疑問が担当教員への問合せによって解消できなかった場合には、異議申立制度に基づき、担当教員を除く3名の教員による検証を行い、異議に理由がある場合には教授会で改めて単位を認定している。

2 進級制

所定の学年で修得すべき必修科目のうち、不可となった科目的単位が6単位を超える学生には、進級を認めず（原級留置として）次学年の配当科目的履修を認めない制度を採用している。原級留置となった者には、未修得単位科目のみの再履修を求め、新規履修者と同一の基準で成績評価を行っている。

3 修了認定

(1) 修了認定の要件…以下の単位修得+最終試験の合格

3年標準型…合計 100 単位以上

2年短縮型（法学既修者）…70 単位以上

(2) 修了認定に必要な科目群別の単位数

ア 3年標準型

公法系科目 12 単位

民事系科目 34 単位

刑事系科目 12 単位

その他法律基本科目 4 単位

法律実務基礎科目 10 単位

基礎法学・隣接科目 4 単位

展開・先端科目 12 単位以上

以上のほか、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開先端科目群（上記必修科目又は選択必修科目として修得したものを除く。）から 12 単位以上を選択科目として修得することを要する。

イ 2年短縮型（法学既修者）

公法系科目 8 単位

民事系科目 18 単位

刑事系科目 6 単位

としているほか、実務基礎科目以下については3年標準型と同様である。

(3) 最終試験

公法系、民事系及び刑事系の3科目について、最終試験を課している。

各系につき、概ね 20 分から 30 分程度の口述試験を実施し、成績不良者には修了を認めないこととしている。

4 自己評価

(1) 特長

F Dでの継続的な議論を通じて、成績評価の水準について認識の統一を図っていること。

各学期末試験終了後の成績判定会議で、教員全員で各科目の成績の妥当性を検討し、必要があれば、協議の上で修正していること。

成績評価の告知をチューターである教員との個別面談で実施し、科目毎の成績分布に関するデータ等を示して、今後の成績向上に向けた指導を実施していること。

(2) 課題等

厳格な成績評価及び修了認定を実施した結果、単位未修得のために原級留置となる者が増加する傾向がある。その対策として、授業担当者による個別指導などを通じて、原級留置者の成績向上に努めている。

最終試験は、本研究科での教育成果を最終的に、かつ複数の教員の目で横断的に確認することを目的としたものである。しかし、所定の修了単位を取得した者に対して、さらに最終試験を課すことについては議論もあることから、最終試験の要否について、今後とも検討を重ねる必要がある。

第4章 入学選抜と学生の在籍状況

1 入試方法…一般入試とAO入試

一般入試…3年標準型と2年短縮型で併願も可能。

AO入試…3年標準型

いずれの入試でも、法科大学院全国統一適性試験の結果を重視し、適性試験の得点が最低基準点に達しない者は、第1次選考で不合格としている。

(1) 一般入試

3年標準型…小論文試験（120分：150点を配点）と面接試験（15分：50点を配点）

小論文試験…社会的な問題を論じた論説文を要約し、著者の意見を読み取った上で、各自の考え方を記述させるなどの方法。

面接試験…社会的なトピックを取り上げ、質疑応答で論理的な議論の能力を確かめる。

配点…適性試験100点、小論文試験150点、面接試験50点の合計点で合否を判定。

外国語能力等を試験合格証等で証明した者には、20点を上限として加算。

2年短縮型…法律科目試験（憲法、民法、商法、民訴法、刑法、刑訴法の論述筆記試験）

配点…適性試験100点、法律科目試験640点、面接試験50点の合計点で合否を判定

加算点については、3年標準型と同様の取扱い。

(2) AO入試

医師、司法書士など、優れた社会的実績を有する人材を法曹界に導くため、一定の国家資格を有し、各専門分野で活躍している者を対象として、40分程度の面接試験を実施。

2 入試の結果

本研究科の入学定員は、平成21年度まで60人、平成22年度より48人である。

平成20年度から23年度までは、ほぼ入学定員に近い人数が入学していたが、近時は、法科大学院入学希望者の全国的な減少に伴って、本研究科でも実際の入学者数が入学定員をかなり下回る状況が続いている。

平成25年度入試では、一般入試を前期（8月）と後期（11月）に分割して2回実施した

が、前期と後期の合格者総数が 38 人であったため、さらに翌年 2 月に第 2 次募集を実施し、受験者総数 87 人に対し 43 人を合格者とし、競争倍率は 2.02 倍、入学者 27 人（定員充足率 0.6）という結果となった。なお、広島のほか東京及び大阪にも試験場を設け、入試説明会・進学相談会も本学のほか、新聞社・受験予備校等が実施する各地の入試説明会等にも積極的に参加するなど、銳意広報活動を行ってきた。

しかしながら、今後も入学志願者の減少が継続するようであれば、入学定員の見直しが再度必要となることもあり得ると認識しており、近年の実際の入学者数を踏まえつつ、随時検討を進めている。

3 学生の在籍状況

平成 25 年 5 月 1 日現在の在籍者数は、1 年生 32 人、2 年生 35 人、3 年生 40 人の計 107 人で、収容定員（144 人）を下回っている。

なお、平成 25 年 3 月末日現在の原級留置者数は、1 年生 15 人（うち 2 人は 3 月末日付で退学）、2 年生 15 人（うち 2 人は 3 月末日付で退学）、3 年生 15 人（うち 1 人は 3 月末日付で退学）で、休学者は、1 年生 6 人（うち 1 人は 3 月末日付で退学）、2 年生 4 人（うち 2 人は 3 月末日付で退学）、3 年生 1 人（うち 1 人は 3 月末日付で退学）である。

別表【入学者・修了者数】

(単位：人、%)

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	合計
入学者数	61	56	58	62	54	58	44	44	29	466
修了者数	47	49	48	52	41	36	29	9	—	311
うち標準年限	(31)	(34)	(38)	(38)	(35)	(27)	(29)	(9)	(—)	(241)
未修了者数	14	7	10	10	13	22	15	35	—	155
うち退学	(13)	(6)	(9)	(9)	(10)	(15)	(3)	(2)	(2)	(69)
修了率	77.0	87.5	82.8	83.9	75.9	62.1	65.9	60.0	—	76.2
うち標準年限	(50.8)	(60.7)	(65.5)	(61.3)	(64.8)	(46.6)	(65.9)	(60.0)	(—)	(59.1)

4 自己評価

(1) 特長

一般入試の 3 年標準型（3 年コース）では、小論文試験（2 時間）と面接試験（15 分）を実施している。2 年短縮型では、6 科目の法律科目試験（論述式）（合計 8 時間）と面接試験（15 分）を実施している。

AO 入試では、社会的なトピックを取り上げ、3 人の面接委員が、比較的長時間（約 40 分程度）の質疑応答で、論理的な議論の展開能力をチェックしている。

(2) 課題等

有能な人材をできる限り多方面から広く確保するため、試験形式や出題方法を工夫し、また、東京、大阪に試験場を設けるなど、受験の機会の拡大に努めてきた。これらの取組みの成果は、相応にあったものと考えているが、今後の入学志願者の動向を踏まえて、実情に相応しい定員の見直しを含め、入試制度の改善に一層努力する必要がある。

第5章 教員の指導能力及び配置状況

1 教員の指導能力

本研究科は、1専攻（法務専攻）で構成された独立研究科で、学生定員48人にに対し、研究者教員14人、実務家教員6人の合計20人の専任教員が置かれている。

研究者教員は、いずれも専攻分野について研究上の業績を有する者であり、実務家教員は、いずれも専攻分野について高度の技術・技能を有する者である。

2 教員の配置状況

法律基本科目…13人の専任教員を配置。

憲法 2人、行政法 1人、民法 4人、商法 2人、民事訴訟法 1人

刑法 2人、刑事訴訟法 1人

基礎法学・隣接科目…1人の専任教員を配置、展開・先端科目…3人の専任教員を配置。

そのほか、法律基本科目担当の専任教員及び非常勤講師が一部を担当している。

展開・先端科目担当の3人の専任教員のうち2人はビジネス関係の専門家である。

必修科目の担当教員…実務基礎科目の一部（刑事訴訟実務基礎、法文書作成）を除いて、全て専任教員が担当している。

専任教員の年齢構成に偏りはない（30代1人、40代7人、50代8人、60代4人）

3 自己評価

（1）特長

専任教員の配置、教員の構成、実務家教員は、いずれも適切に確保されている。

教員の採用は、研究者教員は5年以上の教育経験、実務家教員は法律実務上の実績のほか修習生の指導の実績を要件として、厳格な能力審査と面接によって、十分な教育上の指導能力を有する適切な人材を確保している。

（2）課題等

本研究科は、小規模で代替要員の確保が困難であることなどから、研究専念期間の実現は容易ではない。しかし、専念期間の時期・長短や授業科目の開講時期等の工夫・調整によって、できる限り実現するよう一層の検討を行う必要があると考えている。

第6章 修了生の進路及び活動状況

1 修了生の進路

修了生は、これまで毎年 10 数人程度が司法試験に合格し、平成 24 年までの累計は 100 人（うち、1 人は旧司法試験合格者）に達している。合格者の大半は弁護士として活動し、かつその過半数は広島弁護士会または中国地方の各弁護士会に所属し、地域法曹としての役割を果たしている。また、司法書士等の法律専門職や県庁、市役所、地元銀行等の法務部門等に就職する者も少なくない。

表 1 司法試験合格者数・合格率

(単位：人、%)

年度		18	19	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
広 島 大 学	志願者数	12	44	70	95	104	116	126
	受験予定者	12	38	62	94	97	109	115
	受験者数	12	32	52	84	77	80	91
	短答合格者 (合格率)	11 (91.7)	28 (87.5)	39 (75.0)	50 (59.5)	53 (68.8)	52 (65.0)	55 (60.4)
	最終合格者 (合格率)	3 (25.0)	11 (34.4)	19 (36.5)	21 (25.0)	16 (20.8)	10 (12.5)	19 (20.9)
	志願者数	2,137	5,401	7,842	9,734	11,127	11,891	11,265
全 国	受験予定者	2,125	5,280	7,710	9,564	10,908	11,687	11,100
	受験者数	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163	8,765	8,387
	短答合格者 (合格率)	1,684 (80.5)	3,479 (75.5)	4,654 (74.3)	5,055 (68.4)	5,773 (64.8)	5,654 (58.4)	5,339 (63.7)
	最終合格者 (合格率)	1,009 (48.3)	1,851 (40.2)	2,065 (33.0)	2,043 (27.0)	2,074 (25.4)	2,063 (23.5)	2,102 (25.1)

表 2 司法試験累計合格者数等

	修了者数	累計受験者数	最終合格者数							累計合格者数 (修了者合格率)	(受験者 合格率)	受験資格喪失 者数(全国)
			18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年			
17 年度	12	12	3	5	1	0	0	—	—	9 (75.0)	(75.0)	3 (429)
18 年度	29	29	—	6	7	2	0	1	—	16 (55.2)	(55.2)	8 (1,325)
19 年度	41※1	38	—	—	11	11	0	0	2	24 (58.5)	(63.2)	9 (1,510)
20 年度	52	51	—	—	—	8	7	1	1	17 (32.7)	(33.3)	16 (807)

21年度	46	43	—	—	—	—	9	5	6	20 (43.5)	(46.5)	6 (443)
22年度	44	39	—	—	—	—	—	3	5	8 (18.2)	(20.5)	0 (19)
23年度	36	31	—	—	—	—	—	5	5	5 (13.2)	(16.1)	0 (0)
24年度	51	n.a.	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	311	243	3	11	19	21	16	10	19	99 (38.1)	(40.7)	42 (4,533)

表3 修了生の進路（24年度末）

修了者	司法試験合格	うち修習中	法曹・有資格者	法曹以外	受験準備	うち法務研修生
311	100*	19	81 弁護士 77 (広島弁護士会 49) (企業内 4(銀行 2, 中国 電力, 製造業)) 裁判官 1 検察官 1 その他 2	35 司法書士 3 裁判所事務官 3 広島県庁 1 広島市役所 6 ほか	129	81

* うち1人は旧司法試験合格

2 自己評価

(1) 特長

ア 地域の法律専門家としての修了生の活躍

修了生のうちの相当数が、司法試験合格及び司法修習を経て、地元である中国地区を中心に弁護士として法律事務所、企業などで活躍している。

法曹資格を取得しなかった修了生も、裁判所職員、地方公務員、民間企業の法務部門を支える人材として、各方面で法的サービスの充実に貢献している者が少なくない。

これは、本研究科が、研究科の理念・目標に忠実に、柔軟な思考力と適格な実践的能力を有する法律専門家を養成してきたことによる成果である。

イ 修了後の進路を考えるための法務セミナー等の開催

本研究科では、地域の主要な企業及び自治体等との定期的な懇談の場を設け、企業及び地方公共団体等に法科大学院での教育内容を説明することによって、修了生（司法試験の合格の有無を問わない）の進路の開拓に努めている。また、在学生および修了生対象のセミナーを開催し、本学修了生が法律専門家として実社会で活躍していることを紹介することにより、修了後の進路についての学生の視野を広げることに努めている。

(2) 課題等

教育目標に応じた教育によって相応の成果を上げているが、司法試験合格率が常に全国平均を超えていたとは言えないことから、一層の努力が必要であると認識している。